

ASJ総合保障

自閉症スペクトラムのための 総合保障のご案内

自閉症スペクトラムの人たちやご家族の多くが、日ごろ心配に思っている入院や他人への損害賠償などの不安を少しでも軽くするための保険です。



病気とケガでの入院に備えて

入院保障

入院2日目から給付

- 付添介護費用保険金
- 入院臨時費用保険金
- 差額ベッド費用保険金
- 入院諸費用保険金

死亡弔慰金

- 死亡が確認された場合5万円

自閉症スペクトラムのための保険事業
一般社団法人 日本自閉症協会
<http://www.autism.or.jp/>

ケガをしたときや他人への賠償責任を負ったときと 弁護士等を利用されたときに備えて(普通傷害保険)

弁護士等を利用 した際の費用

1. 損害賠償請求費用 1事故あたり200万円限度
2. 法律相談費用 1事故あたり5万円限度(1回1万円限度)
3. 弁護士接見費用 1事故あたり1万円限度

傷害保険

- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金
- 死亡保険金・後遺障害保険金

他人への 損害賠償金

- 個人賠償責任保険金

引受保険会社
AIG 損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険

① 入院保障金 [地震・噴火・津波保障付]

本人が、病気やケガ・検査により、入院を開始した2日目から保障します。てんかん性の発作によるケガ入院、既往症による入院も対象となります。

A 付添介護費用保険金

家族・介護人等により付添介護を受けた日

1日につき **8,000円**



(保障期間中30日限度、但し(B)(D)いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります)

B 差額ベッド費用保険金

差額ベッド代が生じた日

1日につき **5,000円**までの実費



(保障期間中30日限度、但し(A)(D)いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります)

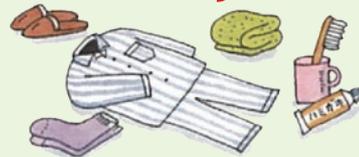
C 入院臨時費用保険金

1入院につき **5,000円**



D 入院諸費用保険金

入院1日につき **1,000円**



(保障期間中30日限度、但し(A)(B)いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります)

- ※(A)(B)(D)は、入院開始2日目から30日間を保障対象として、保険期間中最長30日までお支払いします。但し(A)(B)(C)(D)いずれも、(A)(B)(D)のいずれかの保険金をお支払いする対象の日数が30日に達するまでの入院をお支払いの対象とします。
- ※(A)は、必要と認められた1日6時間以上の付添を对象とします。
- ※(C)は、1入院に対して1回お支払いします。
- ※(A)付添介護と(B)差額ベッド費用負担がなかったときは(C)(D)のみのお支払いとなります。
- ※当保険に新規加入した場合(途中加入も含みます)、加入日より3ヶ月を経過した日の翌日以降に開始した入院から保障対象となります。

② 死亡弔慰金

被保険者が死亡されたときに被保険者の法定相続人にお支払いします。(保障開始日初日より対象になります)

E 死亡が確認された場合 **5万円**

●別紙の「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」をご確認のうえお申込ください。

〈お問い合わせ〉 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021〔営業日〕月~金(祝・祭日除く)10:00~16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email: asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>

AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

① 本人の傷害(ケガ)の補償

死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金

本人が急激かつ偶然な外来の事故により国内及び国外でケガをした場合で、地震及び噴火、これらによる津波でのケガも含まれます。

1 入院保険金 (180日限度)

入院1日につき

3,000円



2 手術保険金 (1事故あたり1回が限度)

手術の際の入院の有無によって

入院中 **3万円** 入院中以外 **1.5万円**



3 通院保険金 (90日限度)

通院1日につき

1,500円



4 死亡保険金・後遺障害保険金

死亡したとき

226万円

後遺障害が残ったとき

226万円~9.04万円

(障害の程度に応じて)

※(1)は、事故の日から180日以内に入院した場合に補償されます。

※(2)は、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合に補償されます。

※(3)は、事故の日から180日以内に通院した場合に補償されます。

※(4)は、事故の日から180日以内に死亡した場合、または身体に後遺障害が生じた場合に補償されます。

※死亡保険金の受取人は法定相続人となります。法定相続人がいない場合には、死亡保険金はお支払いできません。

※自傷行為などによるケガで急性性・偶然性・外来性のないものは対象外です。

② 他人への損害賠償責任 [対人・対物] の補償

個人賠償責任保険金

国内及び国外で、日常生活上の偶然な事故により、他人に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

個人賠償責任保険金 (対人・対物賠償)

1事故あたり支払限度額 **3億円まで** (自己負担額なし)

※てんかん性発作などにより、心神喪失状態で発生した事故は補償の対象外となります。

※被保険者が法的な賠償責任を負う場合に限り、被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。

※個人賠償責任保険金は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じて保険金を支払います。

損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返す場合等、頻度やその事故の内容によって変わります。

※同居のご親族に対する賠償責任は対象となりません。

※他人の物でも、預かったり借りたりしている物への賠償責任は対象となりません。

※自動車等の所有・使用・管理に起因する場合は対象となりません。(自動車保険の範囲)

※他人の財物(洋服やテレビなど)を損壊し、賠償する場合、使用に伴う消耗分を差し引いてお支払いします。

個人賠償責任の支払事例

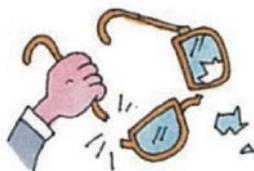
他人の家のガラスをこわす



他人の自動車に傷をつける



他人のメガネをこわす



他人を傷つける



AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

3 弁護士等を利用した際の費用

弁護士費用等補償

保険期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払いします。また、保険期間中に被保険者が逮捕 勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。

1 「被害事故」に対応するための下記費用

- ・法律相談費用・・・1事故あたり**5万円限度**(1回1万円)
- ・損害賠償請求費用・・・1事故あたり**200万円限度**

「被害事故」とは下記①～⑤に該当するものをいいます。

- ①偶然な事故による身体の障害や財物の損壊
- ②消費者被害(10万円以上)
- ③財物の盗取・詐取・横領
- ④不当解雇
- ⑤虐待

2 弁護士接見費用(無罪・不起訴のみ)・・・1事故あたり1万円限度

- ※購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。
- ※故意または重大な過失によって生じた損害は対象外です。
- ※闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害は対象外です。
- ※被保険者が受けた診察などの医療行為によって生じた損害は対象外です。
- ※専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物及び被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物損壊は対象外です。

弁護士費用等の支払事例

不当解雇問題で
弁護士に相談し
損害賠償を
請求した。
(不当解雇)



布団販売業者に
本人がよく理解
しないまま契約
させられてしまった。
(消費者被害)



- この保険は普通傷害保険の約款により支払われます。
- この保険は一般社団法人日本自閉症協会が契約者となる団体契約です。
- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店(または引受保険会社)へお願いいたします。
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」等)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ず一読ください。

特に、「保険金をお支払いできない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 保障期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや個人賠償事故)にあわれた場合は、取扱代理店または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- (2) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (3) 保険の内容あるいは手続きについてのお問合せ
- (4) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(保障を継続できなくなるため)

〈取扱代理店〉株式会社ジェイアイシー <http://www.jicgroup.co.jp>

〒160-0023東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F
TEL.03-5321-3373 FAX.03-5321-4774
お問い合わせフリーダイヤル 0120-213-119
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

〈引受保険会社〉AIG損害保険株式会社 東京第二プロチャネル営業部 <https://www.aig.co.jp/sonpo/>

〒163-0814東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL.03-6894-9110
受付時間:午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

入院保険金

階段で足を滑らせ足を骨折。
10日間入院した。

入院日額 3,000円×10日=30,000円

お支払保険金合計 **30,000円**

**通院保険金**

ガラスに衝突して顔に裂傷を負い、10日間通院した。

通院日額 1,500円×10日=15,000円

お支払保険金合計 **15,000円**

**個人賠償責任保険金**

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い
終身常時介護が必要になった。1億3,000万円の賠償。

お支払保険金 **1億3,000万円**

大きな音に驚き手を振り回したため、近くにいた男性の眼鏡を
壊してしまい、損害賠償責任を負った。

お支払保険金 **50,000円**

**弁護士費用等補償保険金**

不当に解雇されたため、
弁護士に相談し損害賠償を請求した(不当解雇)

お支払保険金合計 **350,000円**
(損害賠償請求費用)(法律相談費用)

近所の人に定期的に嫌がらせや時々暴力を受けており、
弁護士に相談した(虐待)

お支払保険金合計 **30,000円**(法律相談費用)

大きな音に驚き、近くにいた人を突き飛ばしケガを負わせた。
その結果警察に通報され、本人が状況を説明できず逮捕された。
逮捕直後は保護者の面会が認められず、
弁護士に接見を依頼した。(身体拘束)

お支払保険金合計 **10,000円**(弁護士接見費用)



申し込みができる人

●被保険者は自閉症スペクトラムの方が対象となります。

- (1) 一般社団法人日本自閉症協会の正会員（加盟団体）の構成個人正会員及び個人賛助会員の方
- (2) 一般社団法人日本自閉症協会の自助会員及び個人賛助会員の方

(1)(2)以外の方がご加入頂く場合は加入手続きと同時に自助会員となって頂きます。

- ・自助会員とは本協会の目的に賛同し自閉症スペクトラム障害について関心を持ち理解を深めるために入会した会員

保険期間

- (1) 毎年4月1日から1年間とし、次年度は4月1日更新となります。
- (2) 新規加入（途中加入を含む）の場合、一般社団法人日本自閉症協会 ASJ 保険入院保障のみ3ヶ月の保障除外期間があります。

お支払いの対象者

●被保険者（本人）

掛金

<途中加入の場合>

	日本自閉症協会の 正会員 (加盟団体)の個人会員の方 (加入プランA)	自助会員の方 (加入プランB)	<途中加入の場合>					
			加入日	個人会員 (プランA)	自助会員 (プランB)	加入日	個人会員 (プランA)	自助会員 (プランB)
年間掛金	15,900円	17,900円	4月1日	15,900円	17,900円	10月1日	8,210円	10,210円
内 訳	ASJ 保険 6,100円	ASJ 保険 6,100円	5月1日	14,620円	16,620円	11月1日	6,920円	8,920円
	AIG 損保 9,300円	AIG 損保 9,300円	6月1日	13,330円	15,330円	12月1日	5,630円	7,630円
	年会費 500円	年会費 2,500円	7月1日	12,040円	14,040円	1月1日	4,350円	6,350円
			8月1日	10,760円	12,760円	2月1日	3,070円	5,070円
			9月1日	9,470円	11,470円	3月1日	1,770円	3,770円

※一家族でお子様2名以上加入されている場合は、2人目から12,350円(ASJ保険：3,050円 + AIG 損保：9,300円)となります。

※加入プランA・加入プランBともに保障の内容は同じですが、年会費が異なります。 ※上記にはASJ保険料・AIG 損保保険料・年会費を含みます。

加入申し込みはASJ 保険事務局へ

● 所定の保険契約書（預金口座振替依頼書）に記入・捺印の上、ASJ 保険事務局へ送付してください。

- ・保険契約書が2月10日までに事務局に届いたときは

→4月1日から1年分の掛金を4月12日に口座より自動振替いたします。

- ・保険契約書が2月11日から3月18日の間に事務局に届いたときは

→次年度分掛金の自動振替はできませんので現金にて指定口座までお振込みをお願いします。

● 毎月、途中加入を受け付けております。加入希望月の前月20日が申込み締め切り日となります。

加入日を○で囲み、月割り掛金を申込みと同時に振込みください。途中加入での月割り掛金はすべて現金でのお振込みとなります。

● 施設等で一括加入のときはASJ 保険事務局までご連絡ください。

掛金振込み先

下記のいずれかにお振込みください。

- ・みずほ銀行 築地支店 普通預金2767668 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ 保険事務局
- ・郵便振替口座 00120-0-571033 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ 保険事務局

〈お問い合わせ〉

一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ 保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021 (営業日) 月~金(祝・祭日除く)10:00~16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email: asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <http://www.autism.or.jp/>